様式第１号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	救急記録書に関するファイル	
実施機関の名称	豊後高田市消防本部	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部（警防課）	
個人情報ファイルの利用目的	活動記録保存のため。	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日・年齢、４住所、５電話番号、６健康・病歴、７職業・職歴	
記録範囲	救急搬送された者	
記録情報の収集方法	本人、家族、関係者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称)豊後高田市消防本部	
	(所在地)879-0605豊後高田市御玉147番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有　☑無	
備　　考		

様式第１号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消防団員に関する事務ファイル	
実施機関の名称	豊後高田市消防本部	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部（総務課）	
個人情報ファイルの利用目的	消防団員の入退団管理、退職報償金、表彰等の事務のため。	
記録項目	１氏名、２生年月日・年齢、３住所、４電話番号、５口座情報、６勤務先	
記録範囲	全ての消防団員	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称)豊後高田市消防本部	
	(所在地)〒879-0605　大分県豊後高田市御玉 147 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備　　考		

様式第１号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	火災に関する事務ファイル	
実施機関の名称	豊後高田市消防本部	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部（予防課）	
個人情報ファイルの利用目的	火災の原因及び損害の調査等に関すること。	
記録項目	１氏名、２性別、３生年月日・４年齢、５住所、６電話番号、７本籍・国籍、８健康・病歴、９障がい、10 身体的特徴、11 親族関係、12 婚姻歴、13 家庭状況、14 職業・職歴、15 学業・学歴、16 資格、17 資産状況	
記録範囲	豊後高田市全域（出火元）	
記録情報の収集方法	本人、火災の関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれる	
記録情報の経常的提供先	国・他の地方公共団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）大分県豊後高田市消防本部	
	（所在地）〒879-0605 大分県豊後高田市御玉 147 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第２項第１号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第７項に該当するファイル ☑有　□無	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備　　考	昭和 42 年（1967 年）４月からの火災調査記録	

様式第１号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	指令センター住所登録事務に関する住民基本台帳データファイル	
実施機関の名称	豊後高田消防本部	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部（警防課）	
個人情報ファイルの利用目的	災害地点等を早期に把握し迅速な対応を目的とする	
記録項目	１氏名　　２住所	
記録範囲	管内居住世帯主	
記録情報の収集方法	市民課からのデータ受領	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名　称)豊後高田消防本部	
	(所在地)879-0605 豊後高田市御玉 147 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号(電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有　☑無	□法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備　　考		